平成２２年（フ）第２１４号
兵庫県西宮市東鳴尾町２丁目９番27―212号
債務者　浦川　　良
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月１日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第２３２号
兵庫県西宮市学文殿町１丁目９番４号、前住所兵庫県西宮市里中町２丁目２番10号多田文化
債務者　金野　一義
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月１日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第２５７号
兵庫県芦屋市南宮町17番13号
債務者　馬場　朝大
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月１日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第８４５号
奈良市大宮町３丁目４番24―405号
債務者　金田　哲郎（旧姓川島）
1　決定年月日時　平成22年４月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月１日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第７号
鳥取県鳥取市浜坂３丁目14番15―２号　県住２号、旧住所鳥取県鳥取市湖山町北１丁目578番地
債務者　山根　政行
1　決定年月日時　平成22年４月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月１日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２２年（フ）第６８号
鳥取県鳥取市西品治504番地　コーポ504　201号、旧住所岡山県岡山市北区間倉1419番地
債務者　田中　史朗
1　決定年月日時　平成22年４月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月１日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第６９号
鳥取県鳥取市丸山町39番地５　県住４―404、旧住所大阪府豊中市本町９丁目１番13号
債務者　田中　敬子
1　決定年月日時　平成22年４月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月１日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第７２号
鳥取県鳥取市松並町１丁目312番地５
債務者　岸田　良恵
1　決定年月日時　平成22年４月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月１日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５６号
鳥取県米子市東山町72番地
債務者　今田　稔男
1　決定年月日時　平成22年４月２日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月１日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２２年（フ）第５７号
鳥取県米子市東山町72番地
債務者　今田　菅子
1　決定年月日時　平成22年４月２日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月１日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２２年（フ）第６８号
大分市南津留７番14号
債務者　増田　孝男
1　決定年月日時　平成22年４月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月１日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第８７号
大分県別府市石垣西８丁目５番51号　ヴィーブル101号、住民票上の住所大分市南津留７番14号
債務者　増田　考志
1　決定年月日時　平成22年４月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月１日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第１２３号
宮崎県児湯郡都農町大字川北3794番地
債務者　児玉　智子
1　決定年月日時　平成22年４月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月１日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第３９号
宮城県石巻市双葉町３番48号
債務者　阿部　　豊
1　決定年月日時　平成22年４月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月２日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２２年（フ）第３２号
長野県松本市大字里山辺3848番地
債務者　木田　里美
1　決定年月日時　平成22年４月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月２日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第１４９号
兵庫県尼崎市西立花町２丁目20番７号、前住所兵庫県尼崎市食満２丁目８番１―501号
債務者　大道　鈴恵（旧姓後藤・田村）
1　決定年月日時　平成22年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月２日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第２０１号
兵庫県西宮市高須町１丁目１番２―1202号
債務者　上村　信也
1　決定年月日時　平成22年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月２日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第２４７号
兵庫県尼崎市小中島３丁目３番27号松本文化４棟２Ｆ２～北　中垣方
債務者　宮本　弘雄
1　決定年月日時　平成22年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月２日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係